## 自己資本の構成に関する開示事項(平成26年12月末)

□ 子資本に係る基礎項目 (1)  □ 活体式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	_【連結】	(単位:	百万円、%)
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 429,092 5. 資本金及び資本剰余金の額 143,687 5. 利益剰余金の額 143,687 5. 利益剰余金の額 306,759 5. 利益剰余金の額 306,759 5. 利益利金のの額 306,759 5. 上記以外に該当するものの額 21,354 5. 上記以外に該当するものの額 2ア資本に算入されるその他の包括利益累計額 2 5. 為替象算調整勘定 5. 法職給付に係るものの額 2 7資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 429 5. 法職給付に係るものの額 429 5. 法職給付に係るものの額 429 5. 法職格引当金コア資本原入額 429 5. 法格引当金コア資本原入額 429 5. 法格引当金コア資本原公基礎項目の額に含まれる額 10,000 公的機関による資本の増強に関する措度を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 10,363 少数株主特分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 10,363 2 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	項目		
5 ち、資本金及び資本剰余金の額	コア資本に係る基礎項目 (1)		
143,687   306,759   30	普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	429, 092	
うち、自己株式の額 (△)	うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、社外流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額  コア資本に算入されるその他の包括利益累計額  うち、為替換算調整勘定 うち、過職給付に係るものの額  普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る講整後少数株主持分の額 コア資本に係る基礎項目の額に第入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 っち、適格引当金コア資本算入額 っち、適格引当金コア資本算入額 ・一 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ・一 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ・一 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ・一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	うち、利益剰余金の額	306, 759	
うち、上記以外に該当するものの額	うち、自己株式の額 (△)	21, 354	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	うち、社外流出予定額 (△)	_	
うち、為替換算調整勘定 うち、退職給付に係るものの額  普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る調整後少数株主持分の額 コア資本に係る遇整後少数株主持分の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 429 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 429 うち、適格引当金コア資本算入額	うち、上記以外に該当するものの額	_	
うち、退職給付に係るものの額	コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	_	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る調整後少数株主持分の額 コア資本に係る調整後少数株主持分の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 も29 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 っち、一般貸倒引当金コア資本算入額 「加速を担ける。」 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 「適格旧費本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 「加速を担ける。」 「おります。」 一定数本に係る基礎項目の額に含まれる額 「加速を担ける。」 「おります。」 「おりまする。」 「おります。」 「おりまする。」 「おります。」 「おります。」 「おります。」 「おりまする。」 「	うち、為替換算調整勘定	_	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 429 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 5ち、一般貸倒引当金コア資本算入額 - 総格引当金コア資本算入額 - 総格日非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格日費本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 総格田資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 大の3 大の3 大の3 大の3 大の3 大の3 大の3 大の4 大の3 大の4 大の4 大の5 大の4 大の5 大の4 大の5 大の4 大の5 大の6	うち、退職給付に係るものの額	_	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 429 5 5 、一般貸倒引当金コア資本算入額 429 5 5 、適格引当金コア資本算入額 - 2 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 10,000	普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	135	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額   429   105	コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	
うち、適格引当金コア資本算入額	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	429	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 10,000 - 20的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 10,000 - 20的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 10,363 - 200 -	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	429	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  20,000  公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  20,363  少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  コア資本に係る基礎項目の額  コア資本に係る基礎項目の額  コア資本に係る調整項目  (イ)  本方は、395  コア資本に係る調整項目  (ス)  無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額  コープラち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 コープも、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 コープも、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 コープも、3000  「会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	うち、適格引当金コア資本算入額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 451,395 コア資本に係る調整項目 (2) (イ) 451,395 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 - 7,008 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 - 7,008 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 7,008	適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る  基礎項目の額 (イ) コア資本に係る  基礎項目の額 (イ) コア資本に係る  基礎項目の額 (イ) コア資本に係る  までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000	
のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  1,374 コア資本に係る基礎項目の額  (イ) <b>1</b> ,374 451,395 <b>2</b> ア資本に係る調整項目 (2)  無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額  「ちち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 「ちち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 「カち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 「なれるよのを除く。)の額 「おもままなるよのを除く。)の額 「おもままなるような、)の額	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額       1,374         コア資本に係る基礎項目の額       (イ)         コア資本に係る調整項目       (2)         無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額       - 7,008         うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額ったのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額ったのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額ったのなりである。       - 7,008         繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額った方の額       - 59	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10, 363	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 451,395  コア資本に係る調整項目 (2)  無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 - 7,008  うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 - 7,008  うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 - 7,008  繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 - 59	少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1, 374	
コア資本に係る調整項目 (2)         無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
の合計額	コア資本に係る調整項目 (2)		
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額       -       -       -         うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額       -       7,008         繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額       -       59	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額 の合計額	_	7, 008
操延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 - 59	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額		-
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	_	7 008
海校引业A.不且始	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	
	適格引当金不足額	7, 603	-

証券化取引		_	_
負債の時価	評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
退職給付に	系る資産の額	_	766
自己保有普	<b>通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額</b>	-	215
意図的に保え	有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	_
少数出資金	融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に	系る十パーセント基準超過額	_	_
うち、	その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、 <sup>3</sup> 額	モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの	_	_
うち、糸	<b>操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額</b>	_	_
特定項目に	系る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、	その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、 <sup>3</sup> 額	モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの	_	_
うち、糸	<b>操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額</b>	_	_
コア資本に	系る調整項目の額 (ロ)	7, 603	
自己資本		.,	
自己資本の	額((イ)-(ロ)) (ハ)	443, 792	
リスク・ア	セット等 (3)		
信用リスク	・アセットの額の合計額	3, 315, 396	
うち、糸	経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 12,666	
	ら、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係る のを除く。)	7, 008	
5 1	ち、繰延税金資産	59	
5 1	ら、退職給付に係る資産	766	
5 1	ら、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 13, 545	
5 1	ら、上記以外に該当するものの額	△ 6, 954	
マーケット	・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_	
オペレーシ	ョナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	197, 973	
信用リスク	・アセット調整額	-	
オペレーシ	ョナル・リスク相当額調整額		
リスク・ア	セット等の額の合計額 (二)	3, 513, 369	
連結自己資	本比率		
連結自己資	本比率 ( (ハ) / (ニ) )	12.63	

【単体】 (単位:百万円、%) 経過措置によ 項目 る不算入額 コア資本に係る基礎項目 (1) 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 415, 170 うち、資本金及び資本剰余金の額 143, 687 うち、利益剰余金の額 293, 232 うち、自己株式の額 (△) 21, 749 うち、社外流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 135 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 10,000 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 9, 128 コア資本に係る基礎項目の額 (1) 434, 434 コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額 6,692 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 6,692 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 11, 466 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 4,516 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 215 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもの <i>の</i>	つ額 _	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する t の額	5.0 -	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの	D額 _	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの額	50	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11 466	
自己資本	11, 466	
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)	422, 967	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	3, 279, 708	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9, 238	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにものを除く。)	<b>二係る</b> 6, 692	
うち、繰延税金資産	- 0,032	
うち、前払年金費用	4, 516	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 13, 545	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6, 902	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	191, 567	
信用リスク・アセット調整額	_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3, 471, 275	
自己資本比率		
自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )	12. 18	